

盛岡広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年2月8日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1）道路の種類 県道  
 （2）路線名 盛岡環状線  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市猪去米倉34番1地先から22番1地先まで	新	m 18.2～11.4	m 271.0
	旧	18.2～9.2	271.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月8日から同年3月8日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
 （2）路線名 盛岡大迫東和線  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市砂子沢毛無森国有林529林班い小班地先からろ小班地先まで	新	m 33.0～9.8	m 883.9
	旧	19.6～7.0	883.9

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月8日から同年3月8日まで

- 3（1）道路の種類 県道  
 （2）路線名 紫波インター線  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町北日詰字白旗33番7地先から31番3地先まで	新	m 12.2～11.7	m 120.0
	旧	11.3～10.0	120.0
紫波郡紫波町桜町字浦田18番1地先から58番1地先まで	新	15.0～10.9	157.8
	旧	14.9～9.4	157.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月8日から同年3月8日まで